

## 令和6年度適合性審査で要改善事項が付された団体の評価

| No. | 団体名               | 審査項目 | 評価 | 要改善事項の概要  | 改善状況の概要   |
|-----|-------------------|------|----|---|---|
| 1   | 公益社団法人トライアスロンジャパン | 9    | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を設けている。<br>(2)最長期間に達した者については、再び選任されるまでに必要な経過期間(少なくとも任期2期分)を合わせて定めている。                                    | ・「役員選任規程」及び「細則」に、審査基準(1)の例外措置の場合の任期(1期又は2期)及び最長期間に達した者について再び再任されるまでに必要な経過期間を定めた。  |
| 2   | 公益財団法人日本陸上競技連盟    | 5    | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>(1)外部評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。<br>(2)女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。   | ・2025年12月に開催された理事会において、外部評議員の割合を25%に、女性評議員の割合を40%とすることが決議された。   |
|     |                   | 33   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(2)通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。<br>(3)通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。<br>(4)通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 | ・「ハラスメント・暴力行為等相談窓口における守秘義務に関する規程」を策定した。   |
|     |                   | 35   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(4)処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。  | ・「登録会員処分規程」を改定し、不服申立手続に関する内容を通知するようにした。   |
| 3   | 公益社団法人日本フェンシング協会  | 2    | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)人材の採用及び育成に関する計画を策定している。<br>(2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。<br>(3)計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。                                      | ・人材採用・育成に関する計画を策定し、中期計画に反映しHPにて公表した。<br>・計画策定に当たり、幅広い意見を反映した。   |
|     |                   | 20   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(2)コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。                                    | ・コンプライアンス委員会の役割や権限を「委員会運営規程別紙」及び「倫理・懲戒規程」に定めた。  |
|     |                   | 35   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(4)処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。  | ・「倫理・懲戒規程」第12条2項において、処分者に対して書面により通知することを定めた。<br>・処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを制定(第10条4項)した。 |

令和6年度適合性審査で要改善事項が付された団体の評価

| No. | 団体名              | 審査項目 | 評価 | 要改善事項の概要   | 改善状況の概要   |
|-----|------------------|------|----|--|---|
| 4   | 公益社団法人日本ライフル射撃協会 | 17   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(2)選手の権利保護に関する規程を整備している。   | ・「肖像等の取扱いに関する規程」「選手選考に関する不服申立規程」を策定した。                      |
|     |                  | 35   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(4)処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。                       | ・「倫理委員会規程」を改定し、不服申立手続に関する内容を通知するようにした。                      |
|     |                  | 37   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(2)自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。                                   | ・「倫理委員会規程」を改定し、懲罰等の不利益処分に限らず、NFのあらゆる決定を広く対象に含めるようになった。      |
|     |                  | 39   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(2)危機管理マニュアルを策定している。   | ・「危機管理マニュアル」を策定し、不祥事対応に関する一連の流れ、外部調査委員会設置に係る意思決定プロセスを規定した。  |
| 5   | 一般社団法人全日本テコンドー協会 | 1    | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)中長期基本計画を策定している。<br>(2)中長期基本計画を公表している。   | ・中長期計画を策定し、協会HPに公表した。<br>・計画策定に当たり、幅広い意見を反映した。              |
|     |                  | 2    | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)人材の採用及び育成に関する計画を策定している。<br>(2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。<br>(3)計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。 | ・人材の採用及び育成に関する計画を策定し、公表した。<br>・計画策定に当たり、幅広い意見を反映した。         |
|     |                  | 3    | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)財務の健全性確保に関する計画を策定している。<br>(2)財務の健全性確保に関する計画を公表している。<br>(3)計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。              | ・財務の健全性確保に関する計画を策定し、公表した。<br>・計画策定に当たり、幅広い意見を反映した。          |
| 6   | 公益社団法人日本綱引連盟     | 20   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。<br>(3)コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している。                 | ・倫理コンプライアンス規程を策定し、倫理コンプライアンス委員会を開催した。また、委員に女性委員を配置した。       |
|     |                  | 36   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している。  | ・倫理コンプライアンス委員会の委員に弁護士を配置したほか、1名は外部理事、1名は非理事として専門性・中立性を確保した。 |

令和6年度適合性審査で要改善事項が付された団体の評価

| No. | 団体名                    | 審査項目 | 評価  | 要改善事項の概要   | 改善状況の概要   |
|-----|------------------------|------|-----|--|---|
| 7   | 公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会    | 9    | 未改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を設けている。   | ・昨年度に指摘した要改善事項が改善されていない。  |
| 8   | 特定非営利活動法人日本ブラインドマラソン協会 | 8    | 改善  | 年齢制限の定めがあり、その規定に違反する役員が存在する。   | ・年齢制限の定めを超えて就任している役員については、役員候補者選考委員会にて次期改選時(2026年6月)に全員退任することを決議し、2026年6月に退任が決まった。                              |
|     |                        | 9    | 改善  | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)理事が原則として10年を超えて在任することのないよう、再任回数の上限を設けている。<br>(2)最長期間に達した者については、再び選任されるまでに必要な経過期間(少なくとも任期2期分)を合わせて定めている。                           | ・「役員候補者選考委員会規程」が策定され、その中には、理事は原則として10年を超えて存在することの無いよう再任回数の上限を設けるとともに、最長期間に達した者は、再び選任されるまで任期2期(4年)経過期間を置くことを定めた。 |
|     |                        | 10   | 改善  | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。<br>(2)役員候補者選考委員会の構成員に有識者を配置している。<br>(3)役員候補者選考委員会の構成員の半数以上を現職の理事(外部理事を含む。)が占めていない。 | ・役員候補者選考委員会規程を策定し、役員候補者選考委員会を設置した。<br>・役員候補者選考委員会には弁護士を配置した。<br>・役員候補者選考委員会の構成員は、半数以上を現職の理事が占めていない。             |
|     |                        | 21   | 改善  | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置している。  | ・コンプライアンス委員会を設置し、弁護士を1名配置した。  |
|     |                        | 33   | 改善  | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(4)通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。   | ・「倫理に関するガイドライン」を策定し、相談者に不利益な取り扱いを行うことを禁止している。   |
|     |                        | 35   | 改善  | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(2)懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。  | ・懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容、処分に至るまでの手続をホームページに掲載して周知した。   |
|     |                        | 36   | 改善  | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している。   | ・処分審査を行うコンプライアンス委員会の委員には、弁護士を1名配置した。  |
|     |                        | 39   | 改善  | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(2)危機管理マニュアルを策定している。   | ・「危機管理マニュアル」を策定し、不祥事対応に関する一連の流れ、外部調査委員会設置に係る意思決定プロセスを規定した。  |

令和6年度適合性審査で要改善事項が付された団体の評価

| No. | 団体名              | 審査項目 | 評価 | 要改善事項の概要  | 改善状況の概要  |
|-----|------------------|------|----|---|--|
| 9   | 一般社団法人日本CPサッカー協会 | 2    | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)人材の採用及び育成に関する計画を策定している。<br>(2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。<br>(3)計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。  | ・人材の採用及び育成に関する計画を策定し、公表した。<br>・計画策定に当たり、幅広い意見を反映した。  |
|     |                  | 3    | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)財務の健全性確保に関する計画を策定している。<br>(2)財務の健全性確保に関する計画を公表している。<br>(3)計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。   | ・財務の健全性に関する計画を策定し、公表した。<br>・計画の策定に当たっては、役職員などから幅広く意見を募った。  |
|     |                  | 6    | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)アスリート委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的開催している。<br>(2)アスリート委員会の構成について、性別や競技・種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選が行われている。<br>(3)アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じている。                                       | ・アスリート委員会を設置し、委員会を開催した。<br>・委員の構成は、性別などバランスに留意し、人選した。<br>・アスリート委員会で議論された内容は、理事会に報告するなど組織運営に反映するようにした。                  |
|     |                  | 14   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。   | ・「役員等の報酬・退職金及び費用に関する規程」を策定した。  |
|     |                  | 20   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的開催している。<br>(2)コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。<br>(3)コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している。 | ・コンプライアンス事項を取り扱う倫理委員会を設置し、委員会を開催した。<br>・倫理委員会では、今後の団体内課題(コンプライアンス研修、規程改訂等)について議論し、今後も継続していく予定。<br>・倫理委員会には女性を1名配置している。 |
|     |                  | 31   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(2)利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。   | ・利益相反規程を策定した。  |
|     |                  | 32   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)利益相反ポリシーを作成している。   | ・利益相反ポリシーを策定した。  |
|     |                  | 39   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)危機管理体制を構築している。<br>(2)危機管理マニュアルを策定している。   | ・危機管理体制を構築し、危機管理マニュアルを策定した。  |

令和6年度適合性審査で要改善事項が付された団体の評価

| No. | 団体名                   | 審査項目 | 評価 | 要改善事項の概要  | 改善状況の概要  |
|-----|-----------------------|------|----|---|--|
| 10  | 一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟 | 2    | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)人材の採用及び育成に関する計画を策定している。<br>(2)組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を公表している。<br>(3)計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。  | ・人材の採用及び育成に関する計画を策定し、公表した。<br>・計画策定に当たり、幅広い意見を反映した。  |
| 11  | 一般社団法人全日本視覚障害者ボウリング協会 | 3    | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)財務の健全性確保に関する計画を策定している。<br>(2)財務の健全性確保に関する計画を公表している。<br>(3)計画策定に当たり、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。   | ・財務の健全性に関する計画を策定し、公表した。<br>・計画の策定に当たっては、役職員などから幅広く意見を募った。  |
|     |                       | 14   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。   | ・役員等の報酬に関する規程を策定した。  |
|     |                       | 20   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。  | ・コンプライアンス委員会を設置し、委員会を開催した。   |
|     |                       | 35   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(4)処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定めている。  | ・懲戒規程第7条を改定し、処分対象者には、処分内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、手続期限等を記載し書面で告知することを定めた。                           |
| 12  | 一般社団法人日本デフバドミントン協会    | 33   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。<br>(2)通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。<br>(3)通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。<br>(4)通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。<br>(5)研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。 | ・「通報及び相談窓口に関する規程」を策定し、HPに公表して関係者に周知した。<br>・上記規程の中には、相談窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課すなど、審査基準(1)～(5)を満たしている。 |
|     |                       | 34   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)通報制度の運用体制を、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備している。   | ・通報制度の運用体制を構築し、弁護士・会計士等の有識者で担うようにした。   |
|     |                       | 39   | 改善 | 1巡目の適合性審査に引き続き、以下の審査基準を満たしていない。<br>審査基準：<br>(1)危機管理体制を構築している。<br>(2)危機管理マニュアルを策定している。<br>(3)危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。<br>(4)危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。  | ・危機管理体制を構築し、危機管理マニュアルを策定、HPにも公表している。<br>・危機管理マニュアルには不祥事対応の一連の流れ、外部調査委員会を設置する場合の一連の意思決定プロセスを規定している。 |